

豊川市立千両小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ防止についての基本的な考え方

本校における「いじめ」とは、本校の児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。いじめは、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、全教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかなければならない。

学校は、児童が安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

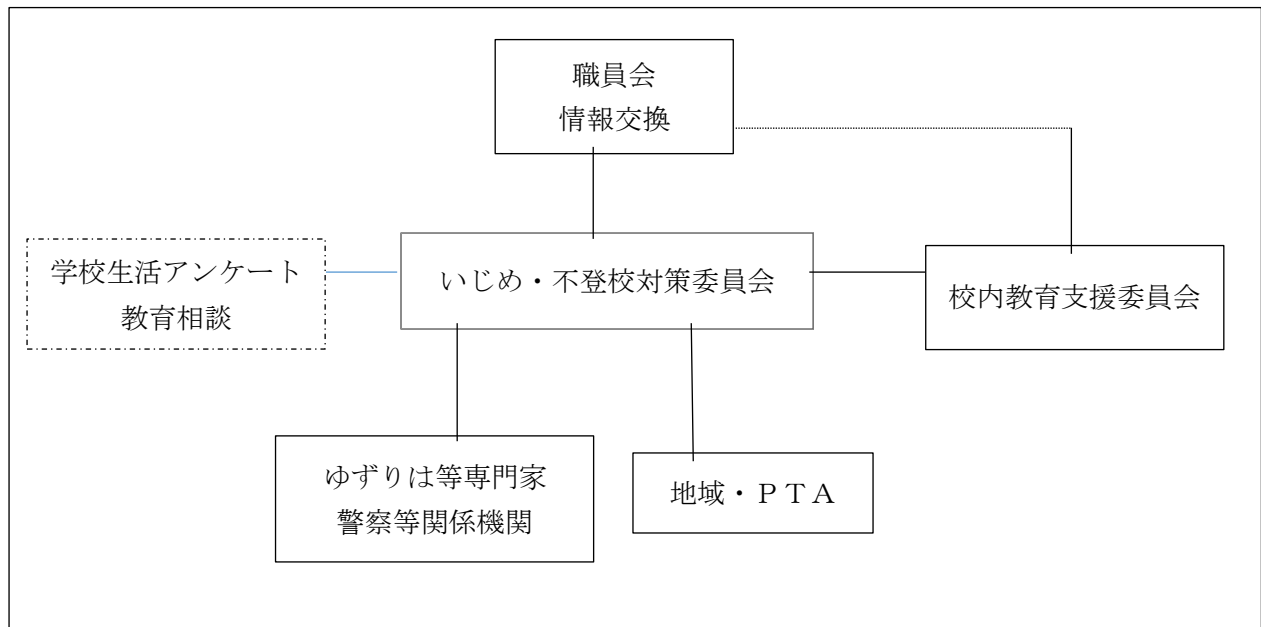
2 いじめ防止等に向けての組織運営

月1回程度、児童の情報交換を職員会等で行い、共通理解を図る。また、学期に1回程度、児童を対象とした学校生活アンケートを行い、それをもとに一人一人の児童と面談をする。学級での子どもたちの様子を知り、対応を考える。さらに、アンケートの集約結果等について、情報を共有し、全職員の共通理解の場を設ける。

年度初めに、教職員に対して「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。また、地域に対しても、学校通信等を通して学校評価結果等を発信し、いじめ防止に関する意識の啓発を図る。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、担任等で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、年3回および必要に応じて臨時に開催する。いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。

必要に応じて、スクールカウンセラーやゆずりは相談員など心理の専門家の見解を求め、指導に役立てる。



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的に学校生活アンケート調査を実施するとともに、児童との面談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見

- ① 学校生活アンケートや児童との面談を定期的実施(学期に1回程度)し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を開催するなど、早急に組織的な対応をする。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得ながら、必要に応じてスクールカウンセラーやゆずりは相談員等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ⑦ 問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行い、経過について保護者と情報共有をする。

(4) 学校評価等の改善

前年度の結果をもとに達成目標を設定し、学校生活アンケートや児童との面談、情報交換等により、実態を把握しながら取り組みを進める。学校評価アンケートにより目標の達成状況を評価し、それを踏まえて取り組みの改善を図る。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置